

# 告示

## 埼玉県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上 賢二	埼玉県羽生市大字中手子林五百八十五番地
同	井上 順一	同 上手子林六十八番地
同	井上 雅一郎	同 中手子林六百十七番地
同	内田 佐一	同 上手子林七百十五番地三
同	大和田 憲	同 同 四百八十五番地
同	岡戸 儀芳	同 下手子林二千四百九十八番地
同	金子 元一	同 上手子林千二百六十九番地
同	小暮 勝久	同 下手子林二千五百五十七番地
同	島村 侑也	同 中手子林千四十九番地二
同	須山 文善	同 同 百四十五番地六
同	瀬山 隆	同 下手子林二千三百八番地
同	杉山 吉雄	同 同 二千五百九十一番地
同	五月女 八郎	同 中手子林千七十九番地
同	戸山 泰一	同 下手子林千三番地
同	根岸 文男	同 同 二千四百二十四番地
同	増田 博俊	同 同 二千三十九番地
同	増田 利夫	同 同 中手子林百五十九番地五
同	町田 好一郎	同 同 上手子林四百九十六番地
同	松本 成弘	同 同 千九十七番地
同	吉岡 憲一	同 同 八百五十六番地
監事	大澤 敏英	同 同 千二百八十一番地
同	関根 文男	同 同 下手子林二千四百五十四番地一
同	渡邊 義邦	同 同 南五丁目二十三番地三十三

### 二 退任

職名 氏名 住所

